

発 展 つ づ け る 岡 垣

年頭にあたり

岡垣町長 辻 守 莊

岡垣町の皆さん、一九六六年の新春を迎え、皆さま方の御健康と御幸福を心からお慶び申します。

町長就任以来五ヶ月過ぎ、皆さんに何等報ゆることなく一九六五年は終りました。

今や国内、国外を通じ、種々複雑な問題が山積し、政治に経済に多事多難で、地方自治の財政はまことに憂慮すべきものがあります。この打開に全国町村長大会で、政府に善処を強く要望していますが、政府も苦慮している状態です。

岡垣町は都市近郊の農村として、農業に漁業に、或いは労賃所得の獲得と、町の皆さんの努

交通事故は年々増加しておりその災禍の悲惨性は被害者、加害者ともに、目をおおうものがあります。が、飲酒運転は、事故を起す危険性が極めて高く、又重大事故に結びついている実情から、交通量の増えていく十二月と、一月を運動期間にしてい

年末、年始
飲酒運転絶滅運動

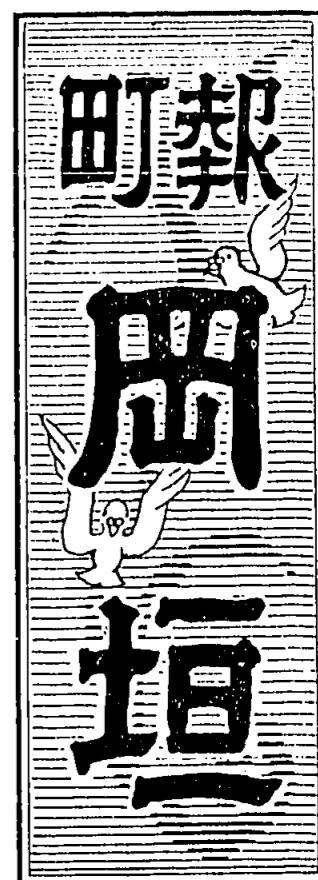
ない。
「ことを
徹底して
下さい。」



香典返しとして
社会福祉協議会へ
寄附

東黒山小野浅吉氏が十一月十五日亡くなられ、遺族（妻）小野ツヤ氏より、香典返しとして、社会福祉協議会に多額の寄附がありました。

- ①運転者は「車を運転中は酒を飲まない。酒を飲んだら、運転しない。」こと
- ②酒類提供業者等は「車を運転中の運転者には酒を飲ませない。」こと。
- ③運転者雇用者並びに、家庭は「運転者には酒を飲ませない。酒を飲んだら運転をさせない。」



所役者場
行町役場
守
岡垣責任辻
庄
岡垣町長辻
守
庄

印刷所
有限会社大和印刷所
電話(宗像)2027番



力に深甚の感謝をし、今年は先ずこの発展のため全力を傾注する心算です。

なお又道路の整備、飲料水の確保と、町民生活の基礎をなすものは、町議会の協力と町民の支持により、着々進捗していることは洵によろこびに堪えません。

湯川山麓の観光開発も、町民の皆さんの協力の下に、輝かしい発展を期しています。

本年は町民一万四千人の総力をによりまして、町全体が明るく住み心地のよい町になることを祈念して、年頭のことばとします。

行政相談日開設のお知らせ

九州管区行政監察局では、役所や公社、公庫、公團等の仕事に苦情や不満をお持ちの方の相談を受け、その苦情を解決し、

お役所の仕事が「国民のため」に行なわれるよう努めております。

皆さんの苦情の申出を身近に受けるため次により行政相談日を開設しますので利用されるようお知らせします。

申出の苦情は秘密厳守、無料で皆さんが納得のいくよう解決されます。

一、日時 二月二十八日 午前十時より 午後三時迄

| | | | | | |
|---------------|-------------------------|------------------------|--------------------------|---|---|
| 住 所 | 姓 名 | 年 令 | 職 業 | 備 考 | 手野城ヶ原一、二五四番 三町二反歩 四散歩 |
| | | | | | 農業共済損害評議会委員の選任について。 |
| 高 原 戸 切 | 吉 庫 田 塚 木 高 原 戸 切 | 地 上 権 者 $\frac{6}{10}$ | 土 地 所 有 者 $\frac{4}{10}$ | 任期満了した農業共済損害評議会委員を次の通り選任したいので、町議会の同意を求むる。 | 手野城ヶ原一、二五九番 一〇町九散歩 計 五二町七反九散歩 |
| | 新 松 原 山 野 木 塚 木 高 原 戸 切 | 6 10 | 4 10 | | 農業共済損害評議会委員の選任について。 |
| 林 古 部 | 大 村 二 夫 | 4、契約の期間 | 6 五年間 | 地方自治法第二三七条、第二項の規定に基づき、制定する | 手野城ヶ原一、二五四番 三町二反歩 四散歩 |
| | 山 形 繁 光 | 3、収益分収歩合 | 5 一 | | 議案第五七号 |
| 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 本 田 利 雄 | 4、契約の相手方 | 5 一 | 農業共済損害評議会委員の選任について。 | 手野城ヶ原一、二五四番 三町二反歩 四散歩 |
| | 石 田 廉 順 | 3、面会人心得 | 5 一 | | 議案第五六号 |
| 梅 田 武 德 勝 | 安 部 霞 邦 | 3、面会時間は出来るだけ短時間にして下さい。 | 5 一 | 岡垣町々有財産の管理、及び財産の交換、譲与)、無償貸付等に関する条例の制定について | 岡垣町々有財産の管理、及び財産の交換、譲与)、無償貸付等に関する条例の制定について |
| | 中 川 紫 郎 | 4、面会時間は原則として面会室でして下さい。 | 5 一 | | 地方自治法第二三七条、第二項の規定に基づき、制定する |
| 六 五 一 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 二 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 三 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 四 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 五 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 六 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 七 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 八 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 五 九 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 六 〇 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 六 一 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 六 二 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 六 三 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 六 四 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |
| 六 六 五 | 高 原 戸 切 | 5 一 | 5 一 | 議案第六四号 | 議案第六四号 |
| | 吉 田 倭 口 知 敏 登 | 5 一 | 5 一 | | 議案第六四号 |

二〇町歩

手野城ヶ原一、二五四番
三町二反歩
四散歩

議案第六六号
福岡県

岡垣町々有財産の管理、及び財産の交換、譲与)、無償貸付

等に関する条例の制定について

地方自治法第二三七条、第二項の規定に基づき、制定する

任期満了した農業共済損害評議会委員の選任について

岡 垣 町 報

昭和四十一年一月一日発行

第 31 号

岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二六年、岡垣町条例第三号)の一節を次のよう改訂する。

町長給料月額八七、〇五〇円

議案第五五号

第三回、定例町議会は、九月二十一日招集され、会期は九月二十九日迄とし、次の議案が可決された。

議案第五四号

岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二六年、岡垣町条例第三号)の一節を次のよう改正する。

吉木龍ケ口一、三六八番

手野城ヶ原一、二四三番

公有林野県行造林契約書について。左記の土地の内を県行造林地として地上権を設定したい。

記

県行造林を行い、その樹木を所有するものとする。

一般病棟患者

十二時から十六時まで

六、面会中は絶対に飲酒、喫煙をして下さい。

十一時から十四時まで

二十一時から二十二時まで

議案第五九号

岡垣町消防団の設置等に関する条例の制定について

岡垣町消防団の設置等に関する条例を制定するものとする。

岡垣町消防団員の定員任用給与分限、及び懲戒服務等に関する条例の制定について。

岡垣町消防団員の定員任用給与分限、及び懲戒服務等に関する条例を制定するものとする。

議案第六〇号

議案第六一號

町有地の処分について

左記の町有地を旧地主岡垣町山田、石田守氏に売却することについて、議会の議決を求める

議案第六一號

岡垣町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び、費用弁償に

関する条例の規定により、職務の執行するための費用の支拂いを設置するため。

議案第六二號

歳出

| 款 | 項 | 補正前額 | 補正額 | 計 |
|----------|--|--|--------------------|---------|
| 1、議会費 | 1、町議会費 1、総務管理費 2、徴税 3、戸籍登録費 4、選舉費 5、統計調査費 6、監査委員会費 7、町開発調査費 8、基地対策費 9、農村集団電話施設費 | 千円 8,368 2,043 346 17 191 0 10 800 500 250 | 千円 356 8,724 | |
| 2、総務費 | 1、社会福祉費 2、児童福祉費 3、生活保護費 | 16,773 55 21 535 | 17,384 | |
| 3、民生費 | 1、保健衛生費 2、上水道費 | 20,142 △ 9,500 | 10,769 | |
| 6、農林水産業費 | 1、農業費 2、林业費 | 40,405 383 △ 1,945 | 38,843 | |
| 8、土木費 | 2、道路橋梁費 3、河川費 4、住宅費 | 13,899 2,925 562 440 | 17,826 | |
| 9、消防費 | 1、消防費 | 1,479 | 50 | 1,529 |
| 10、教育費 | 1、教育総務費 2、小学校費 3、中学校費 4、社会教育費 | 77,685 88 5,219 436 20 | 83,448 | |
| 11、災害復旧費 | 1、農林水産災害復旧費 | 23 | 2,252 | 2,275 |
| 歳出合計 | | 267,628 | 6,181 | 273,809 |

オ1表 島入歳出補正予算

| 歳入 | 款 | 項 | 補正前額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------------------------|--------------------------|---------------|--------------|---|
| 1、町税 | 1、町民税 | 千円 34,138 | 千円 4,928 | 千円 39,066 | |
| 3、地方交付税 | 1、地方交付税 | 47,000 | 4,500 | 51,500 | |
| 6、国庫支出金 | 1、国庫負担金 2、国庫補助金 3、委託金 | 73,536 3,540 500 | 244 77,820 | | |
| 7、県支出金 | 1、県負担金 2、県補助金 3、委託金 | 18,846 979 47 | 26 19,898 | | |
| 8、財産収入 | 1、財産運用収入 2、財産売払収入 | 8,941 △ 163 | 214 8,992 | | |
| 11、繰越金 | 1、繰越金 2、町預金利息 5、雑入 | 17,163 5,921 1,015 | 451 6,936 | 17,614 | |
| 12、諸収入 | | | | | |
| 13、町債 | 1、町債 | 35,500 △ 10,100 | 25,400 | | |
| 歳入合計 | | 267,628 | 6,181 | 273,809 | |

1、願人住所氏名

福岡市中島町七五番地
北九州田園都市株式会社
A高倉字井堀五一ノ一から一

三四四年、岡垣町条例(オ1号)の
第四条の次に次の二条を加え
岡垣町国民健康保険条例(昭和
三四年、岡垣町条例(オ1号))の
一部を次のように改める。

昭和四〇年度、岡垣町一般会
計補正予算(オ2号)
昭和四〇年度岡垣町の一般会
計補正予算(オ2号)は次に定
めるとところによる
(歳入予算の補正)

一、とき 一月十五日午前
九時三十分受付 十時閉会
二、ところ 岡垣中学校講堂
三、日程

オ一条 島入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ六、一八一千
円を追加し、歳入歳出予算の總
額をそれぞれ二七三、八〇九千
円とする。
2、歳入歳出予算の補正の款項
の区分、及び当該区分ごとの金
額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は「オ1表歳入歳出予算
補正」による。
議案オ六九号

四、講演
講師 九州産業大学教授
有澤貞雄先生
9.30 受講会
10.00 演講会
10.40 中食会
11.50 コーラス会
12.30 フォダン会
13.30 クラス会
15.30 闭会

留意点

1、青年団の肝入りで、昼食後
コラスとフォーランスを
催しますので、寒くないよう
洋服等平服で参加下さい。
2、服装が華美にならないよう
訪問着等は御遠慮下さい。
女子の洋服着用者は先着順
四十名に、婦人会からピンク
のバラのブローチを差上げま
す。

3、当日は婦人会の厚意により
バザーも催されますので、
希望者はウドン(三十円)セ
ンザイ(四十円)を予約して
おいで下さい。
4、年末、年始に婦人会の方か
ら、当日の出欠をとつて頂き
ますので、出欠をはっきり申
し出て下さい。

5無届の方は、欠席とみなし、
公民館からの鏡、婦人会から
の菓子は届けますが、当日の
昼食は用意しませんので御諒
承下さい。
6、写真に写りたい方は、当日
(名刺型で十五円、前納)

例。

岡垣町消防団員の定員、任用
給与、分限及び懲戒、服務等
に関する条例を制定したため
議案オ六六号

退職給与金の支給について、
広渡恒喜氏死亡退職により。
議案第六七号

オ四条の2 療養取扱機関につ
いて療養の給付を受ける際当該
者は、その給付を受ける際当該
に相当する額を一部負担金とし
て、当該療養取扱機関に支払わ
なければならぬ。

オ七回臨時議会は十一月二九
日招集され、会期は一日とし、
次の議案が可決された。

岡垣町でも、次の行事を計画し
ていますので、今年中に成人に
なられる方(昭和二十一年中に
生れた人)は全員参加下さい。

成人の日

基本選挙人名簿確定する

昭和39年9月15日現在で調製する、
基本選挙人名簿が、12月20日確定した
各区別登録人員は次の通り。

| | 区名 | 男 | 女 | 計 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| オ1投票区 | 吉三手内 | 木吉原山 | 394 | 474 |
| オ2投票区 | 波湯新元 | 山倉間 | 189 | 196 |
| オ3投票区 | 東糠山 | 田丘 | 59 | 70 |
| オ4投票区 | 西東高 | 田原 | 35 | 42 |
| 合 | 老海老 | 陽津 | 119 | 139 |
| | 東新海上 | 津津 | 125 | 152 |
| | 小 | 畑 | 971 | 1.132 |
| | 手内 | 野浦 | 107 | 128 |
| | 原 | 津川原所 | 100 | 118 |
| | 松養 | 計 | 70 | 103 |
| | 黒 | 山塚 | 232 | 270 |
| | ケ | 田丘 | 33 | 29 |
| | 山 | 田原 | 55 | 59 |
| | 松 | 陽津 | 7 | 42 |
| | 老 | 津津 | 604 | 49 |
| | 老 | 畑 | 749 | 49 |
| | 新 | 計 | | 1.353 |
| | 海 | 山塚 | 69 | 73 |
| | 上 | 田丘 | 124 | 142 |
| | 東 | 田原 | 129 | 142 |
| | 高 | 陽津 | 159 | 162 |
| | 老 | 津津 | 43 | 46 |
| | 老 | 畑 | 166 | 176 |
| | 老 | 山 | 76 | 86 |
| | 老 | 松 | 230 | 258 |
| | 老 | 老 | 119 | 129 |
| | 老 | 老 | 108 | 143 |
| | 老 | 老 | 232 | 268 |
| | 老 | 老 | 263 | 302 |
| | 老 | 老 | 65 | 77 |
| | 老 | 老 | 1.716 | 1.984 |
| | 新 | 山 | 73 | 142 |
| | 海 | 塚 | 139 | 263 |
| | 上 | 田 | 41 | 288 |
| | 東 | 原 | 129 | 288 |
| | 高 | 山 | 41 | 84 |
| | 老 | 松 | 166 | 215 |
| | 老 | 老 | 76 | 352 |
| | 老 | 老 | 230 | 488 |
| | 老 | 老 | 119 | 248 |
| | 老 | 老 | 108 | 251 |
| | 老 | 老 | 232 | 500 |
| | 老 | 老 | 263 | 565 |
| | 老 | 老 | 65 | 142 |
| | 新 | 山 | 1.716 | 3.700 |
| | 海 | 塚 | 156 | 338 |
| | 上 | 田 | 179 | 363 |
| | 東 | 原 | 21 | 41 |
| | 高 | 山 | 165 | 362 |
| | 老 | 松 | 521 | 583 |
| | 老 | 老 | 521 | 1.104 |
| 合 | 計 | 3.812 | 4.448 | 8.260 |

農業委員会委員選挙人名簿縦覧のお知らせ

昭和四十一年には、今回調製の名簿により、農業委員会委員選挙が執行されます。この名簿を次の通り縦覧に供しますので登録してあるか、今一度たしかめましょう。

一、名簿縦覧期間
1月20日から2月3日まで

二、名簿縦覧場所
岡垣町役場内

「家庭の日」の実施について

「家庭の日」の必要なわけ

子供を健全に育てるもとは、家庭にあるといわれておりますが現在多くの家庭は、いろいろな影響をうけて、そのありがたがなかなか思うようになっておりません。そこで、月一回、第三日曜日を「家庭の日」と定め、その日をみんなの家庭生活が健康で明るくいとなまれ、青少年を育てるにふさわしいものにするためのがかりとするものです。

(1) 「家庭の日」は毎月第三日曜日に実施していただきたいものですが、家庭の事情などによりどうしてもできない場合は、家庭で都合のよい日を定めて実施して下さい。その場合、第三日曜日に「家庭の日」が実施できないわけを子供になつとくさせることができます。

(2) 「家庭の日」には、みんなが都合をつけて、顔をそろえるようになります。もし一日いっぱいを家族みんなですごすことができないときは、せめて夕食を共にするなど「家庭の日」の時間として、過ごすようにしたいものですが。また「家庭の日」には、できるだけよその家庭を訪問することはさけるようにします。

(3) 家族のうちで勉学や、仕事のために、家庭外に住み込んでおられる方があれば「家庭の日」には、それらの方に激励や、近況を知らせる便りを出すようにしてください。また住み込み先からも家庭に便りを出すようにしたいものです。

(4) 「家庭の日」には、家族みんなが「家庭の日」を実施することを確認しあって、一日の過ごしかたを具体的に話し合って下さい。この場合、子供のよい意見や、発案は、できるだけとりあげていただきたいものです。

「家庭の日」にしていただく

天神町一丁目福岡建設会館四階

ホ

ール

に於いて公當住宅に功勞

のあつた業者、個人、団地自治

会などの表彰があり、岡垣町々

となりました。

當住宅白谷団地管理人足田栄宏

氏が福岡県住宅建設協議会より

表彰されました。

足田氏は町當住宅白谷団地管理

公當住宅労働者の表彰について

注・後日総理府統計局の公表する数字と異なる場合がある

成人と国民年金

国民年金に加入しよう

一月十五日は、成人の日。全国各地で満二十才をむかえた人を祝う成人式が行なわれます。日本国民は二十才になると、法律的にも、社会的にも一人前の扱いを受け、成人としてのあらゆる権利、及び義務が与えられ、名実ともに社会人として実社会にスタートするわけです。実社会にスタートするこれらの方たちには、二十才になつた機会に、もう一つの忘れてはならない義務があります。

それは、国民年金に加入する義務があるということです。

国民年金は、二十才以上、六十才未満の国民で、厚生年金保険や、各種の共済組合に加入しない人たちは、必ず加入しなければならない年金制度です。

これは、毎月わずかな保険料をかけ、将来の老齢、障疾、死亡といったことからくる生活の不安を年金によって少しでも緩和しようという目的で、国が全員を対象として行なっている事業です。

二十才になつた方たちは、年金というものは遠い将来のものであると考えがちであり、今からその準備をしておくという気持ちがうすいため、国民年金の加入についても関心が少ないので、現代のようなくらいの準備をしながら、その席で、厳重な審査過程を通じて選ばれた優良校の表彰式も行なわれ、岡垣中学校は中学校の部で、学校保健の優秀校に、よい歯の学校で県一位とし、二つの優勝盾を受けた。

岡中の保健管理

糠塚九連勝

十一月二日、福岡市で、昭和

四十年度福岡県学校保健、学校給食、学校安全総合大会が催されました。

岡垣中学校は中学校の部での表彰式も行なわれ、岡垣中学校は中学校の部で、学校保健の優秀校に、よい歯の学校で県一位とし、二つの優勝盾を受けた。

五位糠塚B

六位西黒山A

七位野間A

八位吉木

九位東山田

十位野間B

十一位西黒山Bの順

一二位糠塚A

二位遠賀農高

三位岡垣中学

四位三吉

五位糠塚B

六位西黒山A

七位野間A

八位吉木

九位東山田

十位野間B

一一位西黒山Bの順

一二位糠塚A

三四位吉木

五六位東山田

六位西黒山A

七位野間A

八位吉木

九位東山田

十位野間B

一一位西黒山Bの順

一二位糠塚A

三四位吉木

五六位東山田

六位西黒山A

七位野間A

八位吉木

九位東山田

十位野間B

一一位西黒山Bの順

一二位糠塚A

三四位吉木

五六位東山田

六位西黒山A

七位野間A

八位吉木

九位東山田

十位野間B

一一位西黒山Bの順

◎大会成績

◎区間賞

第一回産業祭

裏面につづく

四区 西黒山 小野実男
五区 吉木 門司勇二
西黒山小野実男
吉木門司勇二

いのです。戸籍抄本や、住民票をつけるという必要もなく、印鑑だけをもって、住民課年金係に手続きをすることができます。

国民年金は、年々内容が改善され、給付される額も、経済変動にあわせて増額されるなど、明るい社会を作る制度であります。

国民年金制度の存在の意義を考えてみたいものです。

国民年金への加入には、各区に国民年金委員の方がおられますので、その年金委員の方が、または、本人が直接届出てもよ

ます。国民年金の保険料は三十五才未満は百円、三十五才以上、六十才未満は百五十円ですが、昭和四十二年から百円引上げられる予定です。

支払い、残金七〇〇円は国民健康保険で負担をするようになります。

世帯主も、世帯員も全部お医者（診療機関）さんにおいて診察を受けられた場合、その窓口に支払っていた料金は三割を一部負担金として払えばよいようになります。

このようにみなさんの負担割合を引下げた目的は、制度の改正によるが、病気は初期の軽いうちに診察を受け、早く治療を受けやすくなうこと。

またとえば、あなたがたが、お医者さんに、一、〇〇〇円かかるとすれば、窓口に三〇〇円

又西黒山は二十戸ばかりの小部落だが、二チームも出していまし、区民あげて応援しておられた。

野間でも二チーム出し、婦人ローマは一日にして成らず、

糠塚が九連勝の栄冠を得たのはたゆまざる練習の賜である。大

会の数日前は黒崎まで走ったとか。

ローマは一日にして成らず、

負けない人間作りに努めたい。

高倉深田祝夫

東黒山梅野藤雄

高倉深田祝夫

吉木原重人

吉木原重人

元松原廣渡卓次郎

吉木原重人

吉木

二、農産物品評会

特等賞（知事賞）

白菜野間武内敏夫

温州みかん高倉早苗

毫等賞（農林事務所長賞）

卵吉木門司正信

人参糠塚本田文雄

白菜野間富山寅雄

菜豆原花田芳正

武等賞白菜野間小早川峯広

大根東黒山小野熟也

バレイ薯高倉深田キヨ子

トマト湯川村田節雄

甘藍高倉深田祝夫

温州みかん高倉東吉國照

蜜柑吉木麻生信之

人参糠塚野田嘉之吉

豌豆上畠神谷勝

花吉木早苗円勝

参等賞十八点氏名省略

三、みかん立木品評会

壹等賞西黒山岩崎繁

貳等賞糠塚田中治

参等賞吉木早崎みかん組合

優勝（農林事務所長賞）吉木チーム

準優勝（　　）

糠塚チーム

（参加チーム十チーム）

町 場 岡 郡

第31号

昭和41年1月1日発行

(6)

団体賞
畜産部門 吉木区
農産部門 野間区
畜産部門 吉木区



全戸そろつて運動会

山田区

運動会を開催した。

山田区では、こゝ数年来、区民の親睦を兼ね、浩然の気を養うため、運動会を実施している。

午前十時から午後四時まで、ワア～～キャア～～の連続で、

輪ぐり、鬼征伐、年令別リレー、ダンス等、二十二の盛況

のプログラムを消化する。

区費一万三千円位使つたが、

実に有意義な一日だった。

（資料提供山田区長秋武実氏）



一一躰地蔵

内浦長源寺の庭に写真の地蔵尊が祀つてある。（首がなくなっている）

長源寺は鎌倉時代の創建だが元禄年間、長源寺に美目秀麗色白の美男の弟子が来、參詣する人群をなしたとか。ところがこれ亦評判の器量良しの旧家の一人娘とこの弟子恋愛し、ロマンスの花咲かせた。

精進潔斎、厳格な仏道修行中の身でありながら、師僧の目を盗み、ひそかに逢う瀬を楽しんでいるうち、寝ては夢、起きてはうつの状態になり、弟子は遂に意を決し、娘の家に行き、

（長源寺住職 成富良宣）



丁度その式が本番にならうと信なく、生死すら皆自見当のつかない男の事を思いつめていても詮方なしと、相当の家から養子を貰い、仲秋満月の吉日をして盛大な結婚式を挙行した。

丁度その式が本番にならうと

した時、意氣揚々と彼の弟子が玄関を尋ねた。家人は周章狼狽急いで娘を納戸の長櫈に隠し、「今娘は病氣中で取り込んでいたが、弟子は「あの夜以来、

刻苦勉励苦勞を重ね、やつと資格もとり一人前の男になつて來たい」と勤こうとしない。何回も押問答を続けている内、家の様子を察した弟子は、家に上がり、納戸の長櫈に腰を下し、家人をにらみ大声で「我れと二世を誓いし娘この櫈の中に隠れたりとみた。我れ一歩も此處を動かす」と、

目出度目出度の祝儀の席は、忽ち口論刃傷の場と変り、遂に弟子の僧は懇刀で櫈の中の娘を刺し、自らも腹切って相果てた。

この二人の靈を慰むる為、二軒の地蔵尊が建立され、現在も彼岸、盆などお祭りが行われて